

9. 第7章「子どもの権利の保障の検証」に関する意見 48件 (大人39件、子ども9件)

	意見の概要	札幌市の考え方
821	権利委員会が具体的にどのようなことをするかを条例のなかで規定すべき。(大人2件、子ども1件)	子どもの権利委員会では、札幌市における子どもの状況や子どもにかかわる施策について、子どもの権利の保障の観点から調査、審議します。具体的に調査、審議する事項については、市長が諮問を行います。例えば、子どもの参加、意見表明の状況や権利侵害の実態などについて、調査、審議することなどが考えられます。
822	権利委員会は、いわゆる「役所仕事」のような書面上の処理だけにならないようにすべき。(大人1件)	
823	権利委員会に「子ども」を含めるよりも、権利委員会とは別に、子どもだけで構成される「子ども委員会」を設置し、そこで子どもの意見を集約すべきである。(大人5件)	子どもの権利の保障を検証する方法としては、様々な手法が考えられますが、ここでは、子どもの権利に関する施策についての検証を行うという特殊性と子どもの視点を取り入れるという観点を踏まえ、15歳以上の子どもを含む市民の中から、市長が委員を委嘱することとしています。なお、子どもが参加しやすい雰囲気を作ることや、子どもについてのアンケートを積極的に実施することなどについても、今後検討していきたいと考えています。
824	「権利委員会」の子どもの参加について、15歳以上と限定しなくても良いのではないかと。(大人1件)	子ども委員の年齢を15歳以上としているのは、施策の実施状況の検証という、相当程度の知識、経験が求められることから、義務教育修了程度の子どもが適当であると考えたことによります。
825	委員に、15歳以下の小学生や中学生も取り入れた方が、より色々な意見を聞けるのではないかとと思う。(子ども1件)	
826	「15歳以上の子ども」が日中の委員会に参加できるのか疑問である。(大人1件)	ご意見のとおり、子どもが参加しやすいよう調整が求められると考えていますので、どのような方法で会議を開催するか、今後、検討していきます。
827	「権利委員会」の子どもの参加について、2年も拘束するのは現実的ではない。適切な方法で子どもの意見を聞き取ればよいのであって、「15歳以上の子どもを含む」という文言を削除すべき。(大人2件)	子どもの権利委員会には、子どもの視点を取り入れることも大切であると考え、15歳以上の子どもを含む市民のうちから、市長が委嘱することとしています。また、子どもの権利の保障の状況を検証するという審議内容を考えた場合、ある程度の期間で委員就任をお願いいただく必要があると考え、2年と設定しています。
828	権利の検証機関として、学校、福祉施設、病院などに配置、派遣される制度の確立を、明記してほしい。(大人1件)	子どもの権利委員会の具体的な組織及び運営に関する必要な事項は、市長が別に規則等を定めることにしており、この条例の中では定めておりません。規則等を制定する際には、いただいたご意見についても参考にいたします。
829	市は、一定条件のもとで強制力のある調査権限があることを条例で規定するとともに、条例上の調査を妨害した者に対する罰則を明記すべき。(大人1件)	

830	「市長が委嘱する」という部分は高圧的であり、変更すべき。(大人1件)	子どもの権利委員会は、関係者や有識者、市民等の意見を行政運営に反映させることを目的に設置する委員会であり、札幌市の附属機関の位置付けとなります。附属機関の委員は、市の特別職の職員として、市長が委嘱を行います。 なお、「委嘱」という言葉に高圧的な意味はなく、「任命」という言葉を丁寧な表現にしたものです。
831	権利委員会の委員を市長が委嘱するとなっているが、市長が交代しても、変わらずに子どもの権利が尊重されていくか、少し心配である。(大人2件)	
832	委員会の委員の具体的な選定基準を示すべき。(大人4件、子ども2件)	子どもの権利委員会の委員は、人権、福祉、教育等の子どもにかかわる分野において学識経験のある者及び15歳以上の子どもを含む市民のうちから、市長が委嘱することとしています。条例制定後、子どもの権利の保障を検証するにはどのような方に委員に就任いただくかを慎重に検討していきたいと考えています。
833	権利委員会の委員は、あらゆる層から公平に偏ることのない構成となることを望む。(大人2件)	
834	権利委員会の設置について、指導者、教職員を責めたり評価したりする内容になるのではないかと。特に、調査し、審議するという規定は、問題が生じる可能性がある。(大人1件)	子どもの権利委員会は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証するために設置し、そのための調査や審議を行うものです。この委員会が有効に機能することにより、条例の内容が理念だけで終わるものではなく、市民に根付いたものになると考えています。
835	国会でも取り下げられた「人権条例の人権委員会」と同義であろうが、司法から独立してこのような委員会が機能することは考えられない。(大人2件)	
836	具体的な審議内容の公開に関しては、個人のプライバシーの問題を十分考慮し、検討してほしい。(大人1件)	
837	この条例は子どものためにあるので、権利委員会で話されたことや決議はしっかり伝わるようにした方が良い。(子ども1件)	子どもの権利委員会については、「札幌市情報公開条例」、「札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」に基づき、運営することとなります。会議は、プライバシーに配慮した上で、原則公開とするほか、ホームページ等で、会議録等の積極的な情報提供を行う予定です。
838	条例制定後は、それがどのように具体化され、精神が守られているか、市民の手で見守る仕組みが必要である。(大人1件)	子どもの権利に関して、施策の充実や保障の状況の検証を行うため、市長から委嘱された学識経験のある者及び15歳以上の子どもを含む市民で構成される子どもの権利委員会を設けることとしています。
839	その他意見・感想等 (大人11件、子ども4件) ・条例制定後は、子どもの権利の保障をしっかりと検証してほしい。 ・権利委員会には、しっかり子どもがメンバーとして参加してほしい。 など	